

# 返還される裏金の使途及び、再発防止のための行財政改革に関する政策提言

本提言に対する知事の速やかなる回答をお願いするとともに、本提言(県政の正常化、再発防止を主眼とした前向きな行財政改革)を広く県民に問い、出来る限り多くの賛同者を募るものである。

## 提言者

特定非営利活動法人 地域再生機構 理事長 駒宮博男  
特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター 理事長 和田信明

(連絡先)

岐阜市橋本町 1-10-1 アクティブG3F TAKUMI 工房 319

特定非営利活動法人 地域再生機構  
理事長 駒宮博男 (090-8155-0003)  
副理事長 野村典博 (090-8676-6317)

# 返還される裏金の使途及び、

## 再発防止のための行財政改革に関する政策提言

### 提言の骨子

#### 1. 返還される裏金は、『裏金ファンド』に！

利子を含めて19億2千万円にも及ぶいわゆる裏金は、このままだと8千億円あまりの一般会計に『雑収入』として消えてしまう可能性が高い。19億2千万円という金額は、巨額といえども県の財政規模と比べれば僅か0.24%に過ぎない。従って、返還されるであろう裏金が一般会計に埋もれた瞬間に、数十年にわたって為されてきた裏金作りという組織的モラルハザードが雲散霧消してしまうという危惧を、多くの県民が持つであろう。

今回提言する裏金のファンド化は、裏金問題の根底に潜む巨大なモラルハザードに対する反省、そして組織改革への意志を、長期にわたり風化させない方策として考案したものである。また、『裏金ファンド』は、単に返還される裏金のみならず、組織改革の意志をもつ県職員をはじめとして、県民主導の行財政改革に賛同する多くの県民からの寄付を受け付け、民主導で運用する仕組みを提言する。

#### 2. 民主導による岐阜県行財政改革県民会議の設置の必要性と背景

これまで嘗々と続けてきた行政内部による行財政改革は、一向に目に見える形での改革に至っていない。どのような組織であれ、内部からの改革は困難を極める。これは、国家を含む政府組織であれ企業であれ非営利組織であれ、特に巨大化した組織に共通の問題と見えよう。

今回明るみに出た不正資金問題も、官主導の行財政改革の困難性ゆえのものであると考えられる。当然ながら、こうした犯罪的行為を犯した行政の責任は極めて重い。単に不正資金を返却すれば済む問題ではなく、厳正なる処分が必要であることは言を待たない。と同時に、行政チェック機能としての議会の責任も極めて重いことを認識する必要がある。

また、今回の問題を県民サイドから見ると、単に県庁・議会批判では終わらずことの出来ない県民自身の問題に逢着する。そもそも、行政とは住民から公共サービスの執行を負託されている組織であり、行政の不祥事に対する応分の責任が県民に存在すると考えねばならない。行政への積極的住民参加推進を是とする限り、行政は住民の鏡であると考えねばなるまい。

今後、こうした不祥事を未然に防ぐ方策として、徹底した情報公開は何にも増して必要となる。徹底した情報公開とは、住民の要求に積極的にこたえるのみならず、行政からの積極的情報開示をも意味する。

今回提言する再発防止策の第一義的意味は、積極的情報開示である。そして、積極的情報開示として、県の事業(細々事業ベース)の民主導の仕分けが重要と考える次第である。

このような事情に鑑み、民主導による岐阜県行財政改革県民会議の設置を提言する。

# 提 言

## 提言1 裏金のファンド化（『裏金ファンド』）

返還される裏金は、一般会計から分離し、ファンド化する。

また、『裏金ファンド』には、組織改革、行財政改革を積極的に推進する意志のある県職員、県民からの寄付を募り、民主導で、しかも、ガラス張りの中で運用する。ファンドの主たる使途は、民主導による行財政改革事業、その他、県民が切望する県事業とする。運用組織、方法については、提言2に記す。

尚、裏金返還が完了するまでは、ホームページ等に裏金返還の過程を随時掲載する。

## 提言2 岐阜県行財政改革県民会議の設置

### 1) 組織（民主導が担保された組織に！）

岐阜県行財政改革県民会議は知事直轄の諮問機関とし、運営事務局と委員により構成する。運営事務局は民間組織（NPO等）とし、県庁の外部に置く。

委員は知事より委嘱されたものとする。ただし、知事の委員委嘱は、予め運営事務局が示した委員候補リストの中から知事が選択し、委嘱するものとする。尚、委員候補は以下の要件を満たすものとする。

県政に関して一定以上の知識（総合計画、政策、施策等、行政法、地方自治法、県庁内会計規則等）を有するもの

県政の改革に関して前向きで斬新なるアイデアを提供できるもの

行財政改革のワーキングに参加できるもの

この方式を取ることで、本質的な意味における民主導が担保される。

### 2) 事業（先ずは不要な事業のあぶり出し！）

当会議の当初事業として、県庁が抱えている事務事業全ての公開での仕分け事業をおこなう。仕分けの枠組は以下の通りとする。

不要な事業

民間が行うべき事業

県が行うべき事業

他の公的主体（市町村、国）が行うべき事

尚、当仕分けで不要と判定された事業の廃止により、年間数十～数百億円の経費削減が可能となる。

### 3) 知事の責務

知事は、当会議で出た結論を厳粛に受け止め、実行する責務を負う。

### 4) 当会議の責務

当会議は以下の責務を負う。

県民主導の前向きな行財政改革を主導する。

当会議の予算執行に当たっては完全に公開し、決算に関しては外部監査を受ける。